

インターネット上の違法・有害情報への対応 に関する欧州の状況について

平成20年4月25日
事務局

4月6日～13日、堀部座長にベルギー(EU)・ドイツ・英国の政府機関及び民間自主規制機関等を訪問していただき、欧州におけるインターネット上の違法・有害情報に対する取組を調査。

<調査先>

政府機関: 欧州委員会(情報社会メディア総局)、BMW(ドイツ連邦経済技術省)、OFCOM(英国通信庁)

民間自主規制機関等: GSM協会(本拠地:ブリュッセル)、ECO(インターネット産業協会(ドイツ))、FSM(マルチメディアサービスプロバイダ自主規制協会(ドイツ))、IMCB (Independent Mobile Classification Body(英国))

<概要>

- 欧州においても、インターネット上の違法・有害情報は大きな問題になっており、これに対する取組が現在、正に進められているところ。
- 欧州においては、政府と事業者団体が連携・協力して取組を行っている。
- 欧州においては、有害情報対策に関しては、事業者による自主規制と利用者への意識向上を中心に対応している。
- 一方、違法情報(特に児童ポルノ)に対しては、我が国より厳しい対応をしている。
- モバイル・インターネットに関しては、我が国の方が利用の普及が進んでおり、欧州においても一定の取組はなされているが、我が国の方が問題が顕在化している状況。

欧州委員会では、インターネット上の違法・有害情報に関し、多様な欧州の状況を背景に自主規制と利用者への周知啓発の促進を中心とした取組

- 「Safer Internet Plus Programme (2005～2008)」(2005年5月11日欧州議会決定)
 - ・ 子供がインターネットを安心して使えるようにするための対策促進プログラム。
 - ・ 2005年1月から2008年12月までに計4500万ユーロ(約72億円)を支援。
 - ・ 以下の四つの対策により実施
 - ① 違法情報対策(ホットラインの活用等 25～30%)
 - ② 有害情報対策(フィルタリング、レーティングの活用等 10～17%)
 - ③ 安全な環境の促進(自主規制の促進等 8～12%)
 - ④ 意識向上(Awareness-Raising: 各種情報提供等 47～51%) (注)%は支出割合
- 「European School Net」(学校への普及啓発プログラム)
「Safer Internet Day」(欧州委員会が後援。毎年2月に開催)
- ※ 本年2月27日に次期プログラム(2009～2013)が欧州委員会より提案
(5年間で計5500万ユーロ(約88億円)を支援予定)。
- 「安全な携帯電話利用に関する自主規制枠組」昨年2月6日発表
- ※ レディング欧州委員(情報社会・メディア担当)のイニシアティブ

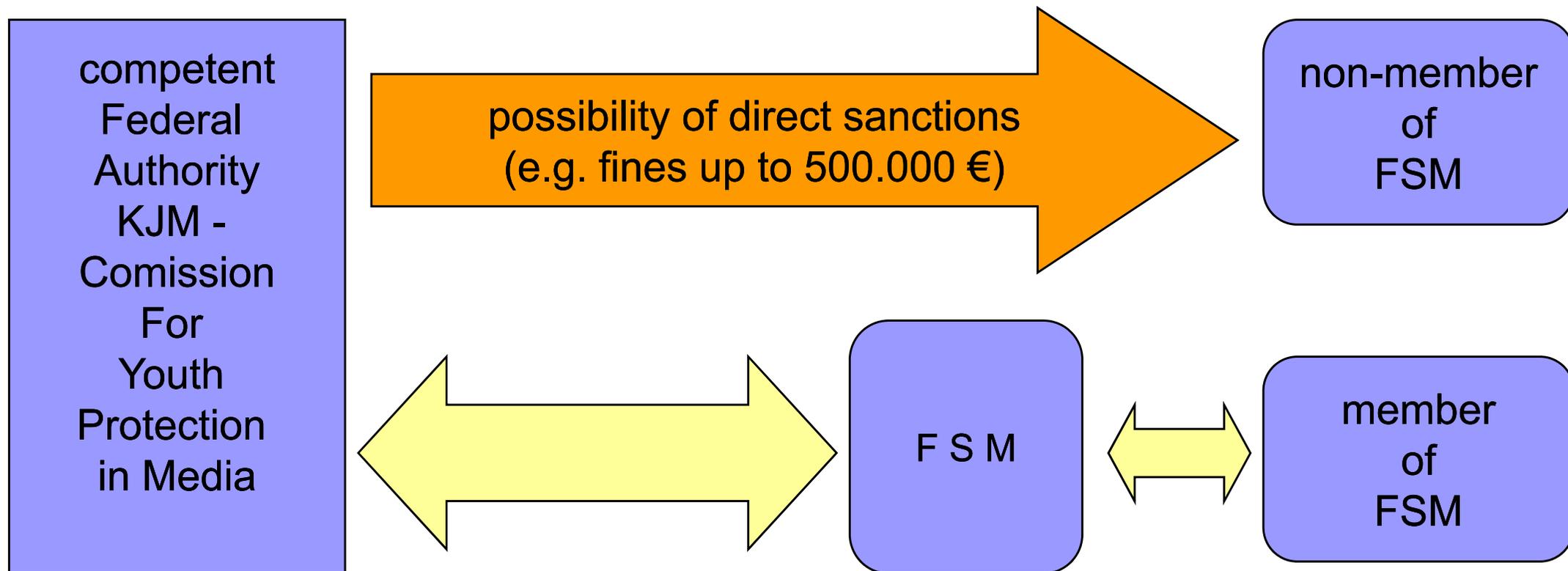
携帯電話事業者団体であるGSM協会では違法・有害情報対策として自主的取組を推進。

- 「安全な携帯電話利用に関する自主規制枠組」 昨年2月6日発表
 - 欧州の主要な携帯電話会社15社が署名(その後署名会社が増加。本年3月6日現在では、27加盟国をカバーする24社が署名し、欧州全域での市場規模の96%をカバー)
 - 内容としては、
 - ① アクセス制御機能(適切な手段の提供等)
 - ② 意識向上及び教育(意識向上キャンペーンへの支持等)
 - ③ 商業コンテンツの分類(成人向けとそれ以外への分類等)
 - ④ 違法コンテンツ対策(法執行機関との協力、適切な削除の支持等)
 - ⑤ 2008年2月を目標とし各国で自主規制
 - 本年3月6日「実施報告書」を公表
 - ※ フィルタリングの方式は各国・各事業者に委ねられているが、基準としては映画等の基準が参考にされており、事業者は複数のフィルタリングを採用する傾向
- 「児童の性的虐待に対する携帯事業者連携」 本年2月12日発表
 - GSM協会が主導する児童ポルノに関するフィルタリング実施(※)等のプログラム。
 - ※ このフィルタリングは青少年のみならず成年利用者も含むもの。
 - 欧州の主要な携帯事業者が参加しており、国際的にも参加を呼びかけている。

ドイツでは州際協定に基づき、政府と自主規制機関が共同で規制を実施。

- 「放送とテレメディアにおける人間の尊厳の保護及び青少年の保護に関する州際協定」
 - 青少年に有害なコンテンツ(違法情報を含む。)からの青少年の保護を目的とした規制
 - 放送とインターネット(テレメディア)に共通した規制
 - 青少年メディア保護委員会(KJM)が管轄
 - インターネットに関しては、2005年10月にFSM(マルチメディアサービスプロバイダ自主規制協会)が州際協定第19条に基づきKJMから自主規制機関としての承認を受けている。(Regulated Self-Regulation)
 - 州際協定第19条の承認を受けた場合、自主規制機関であるFSM加盟の事業者は、KJMから直接、規制の適用を受けない効果。問題があった場合、KJMはFSMに対して指導
 - 州際協定第4条で有害なコンテンツ(違法情報を含む。)を規定しているほか、第5条で発育を妨げるコンテンツ(年齢に応じて有害かどうかが決まるもの)を規定
 - 青少年保護管理者の設置義務(州際協定第7条。ただし、従業員数50名以下又は月平均のアクセス数が1000万以下で自主規制機関に参加している事業者は義務を免除。)

Regulated Self-Regulation – State Media Supervision in Germany



ドイツでは、州際協定に基づく規制のほかにも、各種の自主的取組が行われている。

- 検索エンジン事業者による自主規制(2005年2月～)
 - ・ 青少年に有害なウェブサイトを検索表示させないようにする取組
- 携帯電話事業者による自主規制(行動規範(Code of Conduct)への署名。2005年6月～)
 - ・ 青少年保護の向上、法による要求の具体化、単一的な基準の策定等が目的
 - ・ 行動規範の内容
 - ①違法情報の非表示、②未成年向け違法情報に対する本人確認、③チャットの監視
 - ④青少年に有害な広告の禁止 など
- 携帯電話事業者による自主的措置(Voluntary Self-Commitment)への署名(2007年10月)
 - ①青少年保護のための無料ホットライン、②親や教師に対するオンライン上のアドバイス、
 - ③契約時の親への情報提供、など
- チャット提供者の自主的取組(2007年11月)
 - ・ FSM会員のうちのチャット提供者が自主的措置に署名
 - ・ チャット提供者は午前10時から午後10時まで管理者(Moderator)を置くこと など
- fragFINN.de
 - ・ 連邦政府、IT企業、FSMが連携した取組
 - ・ 子供に有害でないURLによるホワイトリストの作成など

英国では、インターネット上の違法・有害情報に対する取組は、基本的に自主的取組を中心に推進

- Internet Watch Foundation (1996年創設)
 - ISPにより設立された非営利独立機関
 - 違法情報(児童ポルノ、猥褻画像、人種差別に限定)の通報の受付(ホットライン)とISPへの通知・削除(Notice & Take down)
 - ※ 英国では2002年電子商取引指令規則(Electronic Commerce Directive Regulation 2002)により、違法情報の通知を受けた場合、通知を受けたISPに削除義務が課せられる。
 - (削除通知が困難な)国外の児童ポルノのサイトに関する違法サイトリストを作成。現在、3000程度のURLが現行化されており、各種のフィルタリングに活用されている。

- IMCB: Independent Mobile Classification Body (2004年10月創設)
 - モバイル・コンテンツの行動規範(Code of Conduct: 2004年1月)の内容として、18歳以下に不適切なコンテンツの分類枠組を提供 → 携帯フィルタリングにも活用(分類枠組は映画等の他のメディアの基準を参考)
 - 紛争処理の役割も持っているが、過去に使われたのは1件のみ。
 - Light touchの組織で、常勤職員は1人のみ。
 - Ofcomとも協働関係

本年3月27日バイロン・レビュー 報告 “Safer Children in a Digital World”公表 (同日、Ofcomも、“Ofcom’s Response to the Byron Review”を公表)

- 首相からの要請(昨年9月6日)により、インターネットとビデオゲーム上の有害・不適切な情報の子供への危険性をバイロン博士(臨床心理学者)が検討(児童教育家族省が事務を担当)
- 基本的な考え方:「青少年がプールで安全に泳げるような環境の整備と泳ぎ方の教育」
Children and young people need to be empowered to keep themselves safe – this isn’t just about a top-down approach. Children will be children –pushing boundaries and taking risks. At a public swimming pool we have gates, put up signs, have lifeguards and shallow ends, but we also teach children how to swim.
- 主な提言
 - ① 首相の下に子供のインターネットの安全に関する審議会(UK Council on Child Internet Safety)を設置し各界、省庁間の連携を推進
 - ② *Better Regulation*: 審議会を通じ、できるだけ事業者の自主的な行動規範により規制を実施
 - ③ *Better Information and Education about E-safety*: 子供、両親の理解、学校の活用
- *Ofcom’s Response to the Byron Review* :
主な指摘:①親と子供のメディアリテラシー、②業界の自主規制の促進
- 内務省インターネット上の児童保護に関するタスクフォース
 - ・ SNSに関するガイドラインを公表(本年4月4日)

“Good practice guidance for the providers of social networking and other user interactive services 2008”⁸

Department for children, schools and families
(<http://www.dfes.gov.uk/byronreview/yoursay.html>)



Byron Review

Children and New Technology

Making video games and the internet safe



Dr. Tanya Byron

Byron Review is published
27th March 2008

On the 6th September, the Prime Minister asked me to look at video games and the internet, and how they might affect you. Since then, I've been busy meeting lots of people, listening to their views and deciding what I think should be done to make things better.

You can find out more about my Review and what I said in my report to the Government by reading the summary that I have produced for you.

[About the Byron Review](#)

Ofcom's Response to the Byron Review より

(<http://www.ofcom.org.uk/research/telecoms/reports/byron/>)

